

災害援護資金借入申込書
(様式第1号)

表

記載例

住居の被害と家財の損害で重複しての借入はできません

被害の種類は、市町村が発行した被災証明書または罹災証明書により該当するものに を付けてください。
世帯主の負傷は、療養期間がおおむね1か月以上ある場合です。
賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。
家財の損害には、東日本大震災においては、自家用車の損害も含まれます。

据置期間は、原則として6年です。
次のいずれかに該当する場合は、据置期間を8年にすることもできます。
当該災害により世帯主が死亡したときまたは世帯主が障害者となったとき
生活保護を受けている世帯または市町村民税非課税世帯
当該災害により、住居が全壊・滅失・流失したとき

申込者は、被害を受けた世帯の世帯主です。

上記に記入した月収の合計額

借入限度額の特例の対象となる「特別の事情（損壊した住居の残存部分の取壊し等）」があれば、この欄に必ず記入してください。

東日本大震災に係る特例措置においては、必ずしも連帯保証人を立てなくても借りられることになりました。
連帯保証人を立てない場合は、この欄の記入は不要です。

様式第1号(表)

この申込書は、東日本大震災による被害以外には使用できません。

【特例措置限定】

災害援護資金借入申込書

(申込者所属市町村長経由)

被災日時	平成23年3月11日 14時46分頃	災害名	東日本大震災
被害の種類	1 世帯主の負傷 3 住居の半壊 5 住居の全体が滅失	被害場所	市 1122-33
償還方法の希望	1 年賦元利均等13年償還 (6年据置・8年据置) 2 半年賦元利均等13年償還 (6年据置・8年据置)	借入申込額	170万円
フリガナ	千葉 タロウ	性別	男・女
氏名	千葉 太郎	生年月日(年齢)	昭和29年3月15日(56歳)
フリガナ	マルマルシマルマル	郵便番号	〒200-1234
現住所	市 1122-33	電話番号	123(445)5667
フリガナ		郵便番号	
被災時の住所	同上	電話番号	()
本籍	千葉県 市	勤務先の名称と所在地	商事市 9876-54
職業	会社員	電話番号	987(654)3210
借入申込者について			
世帯の状況と収入			
氏名	世帯主との続柄	年齢	健否
千葉 太郎	本人	56	良
千葉 花子	妻	56	良
千葉 春夫	子	20	良
収入合計		480,000円	支出合計
			450,000円
資産の状況	土地	(1)宅地 400㎡ (2)田畑 0㎡ (3)山林 0㎡	住居の状況
	建物	(1)住居(延) 220㎡ (2)その他 0㎡	(1)自宅 (2)借家 (3)借間 (4)同居
負債	(内容)	住宅ローンなど	(金額) 3,000,000円
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況		有・無	状況
		無	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無		有・無	状況
		無	
特例の借入限度額を申込む場合の特別の事情(住居を建て直す際の残存部分の取壊し等)		有・無	
		無	

被害の程度に応じた限度額以内の額を記入してください。
住居の被害と家財の損害が重複した場合は、住居の被害の限度額以内の額となります。

《参考》借入限度額

被害の程度	世帯主の負傷がない場合	世帯主の負傷がある場合
1 家財(自家用車を含む)及び住居に損害がない		150万円
2 家財(自家用車を含む)の損害	150万円	250万円
3 住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
4 住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
5 住居の全体が滅失・流失	350万円	350万円

住居を建て直す際の残存部分の取壊し等特別の事情がある場合は、()の額。

月間の支出額

住宅ローン、自動車ローン、借金などがあれば記入してください。
金額は、借入申込日現在の残額を記入してください。

東日本大震災に係る特例措置においては、必ずしも連帯保証人を立てなくても借りられることになりました。
連帯保証人を立てる場合は、特例措置の内容を十分理解したうえで、次の欄に連帯保証人本人が記入してください。

連帯保証人 連帯保証人が書いて下さい	氏名		郵便番号		性別	男・女	生年月日(年齢)	()歳
	現住所		電話番号		本籍			
	職業		年収	円	申込者との係		家族数	人
	資産の状況	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	建物	(1)住居(延) m ² (2)その他 m ²	勤務先の名称と所在地		電話番号

連帯保証人の要件
能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人以外)であること
弁済の資力を有すること
原則として、同一の市町村に居住していること
(同一の市町村に連帯保証人となるべき方がいない場合はこの限りではない。)
借入申込者と同一の世帯の方でないこと
災害援護資金の借入申込者ではないこと
すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと

災害援護資金借入申込書
(様式第1号)

裏

記載例

表面の「被害の種類」が「5 住居の全体が滅失」の場合は、()内に「滅失」または「流失」と記入してください。

この欄は住居の半壊、全壊、滅失・流失の世帯は記入の必要はありません。

「家財の被害」欄は、家財の被害が全体の3分の1以上あるかどうか確認するためのものです。

現在購入に要する費用：

被災時に所持していた家財のうち、どの程度被害が生じたか確認するためのものです。

被害を受けなかった家財についても記入してください。

被害額：

被害により家財を使用できなくなった場合は、現在購入に要する費用と同額を記入してください。

家財を修理する場合は、その額を記入してください。

当該家財に被害がない場合は、「0円」と記入してください。

被災時の具体的状況		地震の揺れによる住居の損壊		負傷	全治	カ月
住居の被害		(1) 全壊() (2) 半壊()				
品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
和だんす	円	円	婦人用腕時計	85,000円	85,000円	
整理だんす	150,000	150,000	畳(16畳中で16畳が被害)	80,000	80,000	
洋服だんす	150,000	150,000	障子	40,000	40,000	
鏡台			ふすま	40,000	40,000	
腰掛机	50,000	17,000	小計	1,497,000	1,342,000	
本箱・本だな	10,000	10,000	その他被害のあった家財			
食器・戸だな	100,000	100,000	品名	現在購入に要する費用	被害額	
食卓・茶ぶ台	80,000	80,000	ベッド	160,000円	80,000円	
げた箱	10,000	10,000	マットレス	36,000	18,000	
照明器具	10,000	0	毛布	40,000	20,000	
じゅうたん	50,000	50,000	布団	80,000	40,000	
扇風機			デスクトップPC	100,000	0	
石油ストーブ			ディスプレイ	15,000	0	
電気やぐらこたつ	15,000	15,000	オーディオ・コンポ	40,000	0	
電気冷蔵庫	160,000	160,000	自家用車	1,500,000	1,500,000	
電気ガス炊飯器	30,000	0				
電気洗たく機	80,000	80,000				
電気掃き機	25,000	25,000				
ミシン	20,000	20,000				
電気アイロン	10,000	10,000				
自転車	60,000	0				
テレビ	120,000	120,000				
ラジオ						
柱時計	20,000	0				
目覚し時計	2,000	0	小計	1,971,000	1,658,000	
紳士用腕時計	100,000	100,000	合計	3,468,000	3,000,000	

住居の修繕等に係る費用は、家財の損害に含まれません。

自家用車の損害も含まれます。

被害額の合計が、現在購入に要する費用の合計の3分の1以上の場合、貸付を受けることができます。

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

平成23年×月×日

借入申込者 住所 市 1122-33
氏名 千葉 太郎

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

平成 年 月 日

連帯保証人 住所
氏名

この欄は、連帯保証人を立てない場合は記入の必要はありません。

千葉県市町村総合事務組合長 様

この借入申込書の記載事項については戸籍簿、住民基本台帳、外国人登録原票、固定資産課税台帳、その他関係書類帳簿等と照合した結果、過誤のないことを証明します。

平成23年×月×日

市長

印

この借入申込書は東日本大震災に係る特例措置に限定して使用する様式となっています。

- (注) 1 印欄に借入申込者及び連帯保証人は、記載しないこと。
 2 償還方法の希望欄は該当するものの番号に 印を付すること(8年据置の場合は、政令7条第2項かつこ書の規定により厚生労働大臣が定める場合のみ適用されるので、希望にそえないこともあります)。
 3 借入申込額欄は、希望する額を記入すること(貸付額は、政令第7条第1項の規定により厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して限度額を定めているので、希望にそえないこともあります)。
 4 送金希望金融機関は、借入申込者名義の普通預金口座を記載してください。
 5 住居の被害欄は該当するものの番号に 印を付し、()内にその状況を記載すること。
 6 この借入申込書に次の書類を添付すること。
 ア 被災地の各市町村の長の発行する被災証明書
 イ 市町村の長の発行する被災した日の属する年の前年(当該被災が1月から5月までにあつては前々年)の世帯全員の所得証明書
 ウ 世帯主の負傷の場合には、療養見込期間及び療養費の概算額を記載した医師の診断書
 エ 借入申込者の住民票(外国人にあつては、外国人登録証明書)の写し
 オ (連帯保証人を立てている場合のみ)連帯保証人の住民票の写し並びに市町村の長の発行する所得証明書、固定資産評価証明書及び源泉徴収票等保証能力を証するに足る書類
 7 この借入申込書は、申込者の所属する市町村の長を経由して提出すること。